頑張る地方応援懇談会配付資料

総務省

頑張る地方	応援	プロ	ヷ	ラ.	41	_ _	つ (١١-	T	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	,	1
地方分権改	革推	進法	、 の	概	要	•	•	•	•	•	•		•	•	•				•	•	•	•	•		•		•	•	4	4
地方分権改	革推	進に	あ	た・	つっ	C (カ	基之	本I	的	な	考	え	方	(地	方	分	権	改	革	推:	進	委	員	会)	•	•	7
新地方行革	指針	(平	成	174	年;	3 J	月2	29	日	総	務	事	務	次	官	通	知)	の	概	要	•	•	•	•	•	•	•	;	8
市町村合併	の推	進•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	,	9
地方分権を	支え	る地	方	税	本系	系(カ	構	築	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 :	2
ふるさと納	税•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 !	5
平成19年度	地方	財政	計	画(の 7	†′	1	ン	۲	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	1 (6
地方公共団	体の	財政	(の [,]	健:	全亻	匕		對	す	る	法	律	案	に	つ	い	て	•	•	•	•	•			•		•	•	1	7
地方公営企	業等	金融	機	構(つし	۱,	7																					1 8	8

頑張る地方応援プログラムについて

1. 目的

やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を講じる。

2. 応援プログラムの基本的な枠組み

- (1)地方自治体によるプロジェクトの策定、公表
 - 地方自治体は、独自のプロジェクト(具体的な成果目標を掲げる)を策定し、住民に公表
 - 総務省は、地方自治体のプロジェクトを総務省ホームページ上で公表 (地方自治体が策定するプロジェクトの例は[別表]のとおり)
 - プロジェクトの募集年度は平成19年度~平成21年度の3年間
- (2)支援措置
- ①地方交付税による支援措置(3,000億円程度(平成19年度2,700億円程度))
- ア) 市町村がプロジェクトに取り組むための経費について、特別交付税措置(500億円程度) (1市町村につき、単年度3,000万円、3年間の措置(財政力補正あり))
- イ)「頑張りの成果」を普通交付税の算定に反映
 - 市町村及び都道府県に対し、以下に掲げる成果指標をもとに普通交付税の算定に反映(2,200億円程度)
 - 「・行政改革指標 ・転入者人口 ・ ・農業産出額 ・小売業年間商品販売額 ・ 、製造品出荷額 ・若年者就業率 ・ ・事業所数 ・ごみ処理量 ・ ・出生率
 - 成果指標の算定に当たっては、条件不利地域など地域の状況に配慮
- ウ) 企業立地促進に係る地方交付税措置(300億円程度)
 - 〇 減収補てん措置及び地方税増収分の一部を特別交付税において財政需要として算定
- ②その他の支援措置

総務省ホームページ上で公表された地方自治体のプロジェクトに対して、情報通信関係施策に関し、補助事業の優 先採択等について配慮。

(3)各省との連携による支援措置

○ 総務省ホームページ上で公表された地方自治体のプロジェクトに対して、以下の施策に関し、関係各省と連携を図り、補 助事業の優先採択等について配慮。

(農林水産省との連携)

(経済産業省との連携)

- ・都市と農山漁村の共生・対流
- ・中小企業地域資源活用プログラム
- ・農林水産物の輸出促進と産地ブランド化 ・企業立地促進 等

(国土交诵省との連携)

- 企業立地促進(まちづくりを含む)
- •観光振興•交流
- ・地域のバス等の再生 等

・地域バイオマスの推進 等

3. 頑張る地方事例集の作成、表彰

- 総務省ホームページ上で公表された地方自治体のプロジェクトをもとに事例集を作成し、全国に普及広報。
- 特に優良な事例については、表彰。

4. 頑張る地方応援懇談会

(1) 内閣総理大臣と市町村長との懇談会

全国各地において「魅力ある地方」の創出に向けた取組を促すための最初の事業として、1月に、内閣総理大臣と市町村 長との懇談会を開催。

(2) 総務大臣と市町村長等との懇談会の開催

2月以降、総務大臣、副大臣、政務官等の総務省幹部が地方に出向き、各都道府県毎に市町村長等との懇談会を開催。 「頑張る地方応援プログラム」を周知し、魅力ある地方の創出に向けた取組を促すとともに、地方行財税制上の諸課題等 について、市町村長等と直接意見交換を実施。

(3) 頑張る地方応援シンポジウムの開催 懇談会の一環としての記念イベントとして、頑張る地方を応援する全国規模のシンポジウムを開催。

[別表]

地方自治体が策定するプロジェクトの例

1 地域経営改革プロジェクト

行政組織・運営の刷新をはじめとする行財政改革により、簡素で効率的な行政を実現するとともに、地域の新たな活力の 創出に取り組む自治体を支援

2 地場産品発掘・ブランド化プロジェクト

地場産品をはじめ自然、歴史、文化、景観等の地域固有の 資源の発掘・活用・ブランド化等により、地域産業の基盤強化 や地域の魅力づくりに取り組む自治体を支援

3 少子化対策プロジェクト

地域の子育て支援の充実、安心して出産できる環境整備、 仕事と子育ての両立が可能となるような働き方の改革など、 少子化対策に総合的、多角的に取り組む自治体を支援

4 企業立地促進プロジェクト

国内企業や、外国企業又は外国からのUターン企業を地方に誘致して、地域の活性化、競争力の強化に取り組む自治体を支援

5 定住促進プロジェクト

団塊の世代、若者等のU・Iターン希望者に対して、田舎での健康的な生活の場、自己実現や社会還元を図る場を提供することにより、定住促進に取り組む自治体を支援

6 観光振興・交流プロジェクト

都市と農山漁村の共生・対流、地産地消、食育の推進、外国人観光客の誘致などにより地域の活性化や交流に取り組む自治体を支援

<u>7 まちなか再生プロジェクト</u>

まちづくりと一体となった中心市街地の活性化、高齢者やこどもを含めた多くの人にとって暮らしやすい賑わいあふれるまちづくりに取り組む自治体を支援

8 若者自立支援プロジェクト

ニート、フリーター等の若者の職業的自立の促進、農林漁業への就業支援等に取り組む自治体を支援

9 安心・安全なまちづくりプロジェクト

犯罪から子どもを守るための対策、地域コミュニティによる 防犯活動や子どもの健全な育成、大規模地震対策等の地域 の防災対策の推進などに取り組む自治体を支援

10 環境保全プロジェクト

省エネ・新エネ対策、地球温暖化対策、3R(廃棄物の発生 抑制)などの循環型社会の構築に向けた取組のほか、自然と の共生に取り組む自治体を支援

地方分権改革推進法の概要

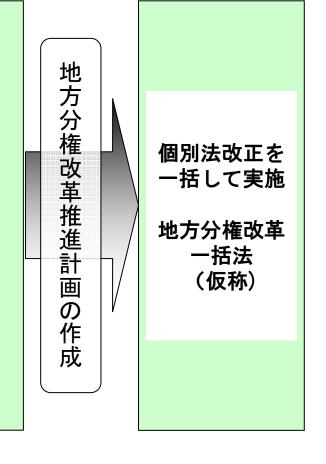
「骨太の方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)(抄)

○「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを 進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。」

地方分権改革推進法(平成18年12月8日成立)

法律のイメージ

- 〇政府内に、地方分権改革の推進体制(地方分権改革推進委員会)を整備
- → 国と地方の役割分担のあり方等を検討
- 〇政府は「地方分権改革推進計画」を作成
- 〇施行から3年間の時限法



1 基本理念

地方分権改革の推進は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として、次の基本理念に基づいて行う。

- ・ 国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする
- ・ 地方公共団体の自主性及び自立性を高める

ことによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進する。

2 国及び地方公共団体の責務等

- (1)国は、地方分権改革を集中的かつ一体的に実施するための推進体制を整備し、地方分権改革に関する施策を総合的に 策定・実施。地方公共団体は、行政運営の改善・充実に係る施策を推進。
- (2) 国及び地方公共団体は、地方分権改革の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進。
- (3) 国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たり、地方公共団体の立場を尊重し、密接に連絡するとともに、 国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講する。

3 地方分権改革の推進に関する基本方針

- (1)国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、次の措置等を講ずる。
 - ① 地方公共団体への権限移譲の推進
 - ② 地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けの整理・合理化
 - ③ 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理・合理化
- (2) 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、(1)の措置に応じ、国庫補助負担金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討。
- (3)地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図る。

4 地方分権改革推進計画

政府は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置 その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成(閣議決定)。

5 地方分権改革推進委員会

- (1) 内閣府に、地方分権改革推進委員会を設置。
- (2)委員会は、委員7人をもって組織。委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命。
- (3)委員会は、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を勧告。内閣総理大臣は、勧告を受けたときは、これを国会に報告。

6 施行期日等

公布の日から六月を超えない範囲において政令で定める日から施行(委員の国会同意に係る規定は公布の日から施行)。 この法律は、施行期日から起算して3年で失効。

「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」

地方分権改革推進委員会作成

(平成19年5月30日)

地方が主役の国づくり

- 地方政府 ~ 自治行政権・自治財政権・自治立法権を有する完全自治体を目指す取組み
- 国のあり方、国のかたちそのものにかかわる重要な政治改革
- 〇 将来の道州制の本格的な導入の道筋

1 目指すべき方向性

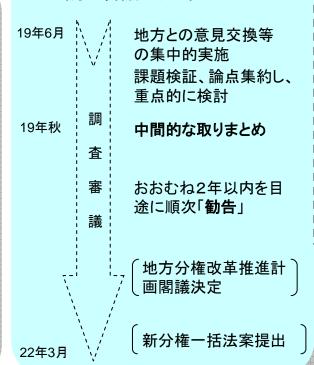
- 〇 分権型社会への転換
 - 〇 地方の活力を高め、強い地方を創出 〇 地方の税財政基盤の確立

- 簡素で効率的な筋肉質の行財政システム 自己決定・自己責任・受益と負担の明確化により地方を主役に

2 基本原則

- 〇 基礎自治体優先
- 〇 明快, 簡素・効率
- 〇 自由と責任、 自立と連帯
- 〇 受益と負担の明確化
- 〇 透明性の向上と 住民本位

3 調査審議の方針



(調查審議事項)

● 国と地方の役割分担の徹底した見直し等

国と地方の役割分担の徹底した見直し(分野ごとの見直し、地方支分 部局の廃止・縮小、地方自治体の組織・定員のスリム化の推進)。権限 移譲の推進。義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大。関与 の見直し。国の法令による新たな義務付け・枠付け等についてのチェッ しクシステムの整備

● 地方税財政制度の整備

国と地方の役割分担等の徹底した見直し。分権型社会にふさわしい税「 源移譲の推進。 その際、地方税財源の充実確保、地域の税収偏在の 是正等の観点から、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税 財政上の措置のあり方について一体的に検討。地方債を含めて地方分 、権にかなった地方税財政制度の整備

● 行政体制の整備及び確立方策

地方自治体が自ら行う行政及び税財政の改革の推進等による地方分 権改革の推進に応じた行政体制の整備及び確立方策

4 政府及び地方自治体に望むこと

政府は改革関連施策を確実に実施。 地方自治体は、透明性と自浄性を高め、住民の信頼を確保。 人材育成など行政能力向上の努力。

新地方行革指針 (平成17年3月29日総務事務次官通知) の概要

平成17年度を起点としておおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した「**集中改革プラン**」の公表を、総務省から全地方公共団体に要請

(集中改革プランの項目)

- ゙・事務・事業の再編・整理
- ・民間委託等の推進

集中改革プランの公表状況(H18.7.31現在)

[都道府県]47団体中、45団体(95.7%) [政令市]全団体 [市区町村]1510団体中、1436団体(95.1%)

※17年度以降合併団体を除く

- 定員管理の適正化(平成22年4月1日における定員目標を明示)
 - ⇒地方公共団体の総定員の4.6%以上の純減を目指す
- ・手当の総点検をはじめとする給与の適正化 など

地方行革新指針(平成18年8月31日総務事務次官通知)の概要

骨太方針2006を踏まえ、地方行革の更なる推進に向け、新指針を8月末に公表

- 〇総人件費改革
 - ・国家公務員の定員純減(▲5.7%) 等を踏まえ、一層の定員純減
 - 給与改革の推進(地域民間給与の 反映、一層の給与適正化)
- 〇公共サービス改革
 - ・事務事業の仕分けを踏まえた 検討
 - ・市場化テストの積極的な活用
- 〇地方公会計改革
 - •財務4表(貸借対照表、行政コスト 計算書、資金収支計算書、純資産 変動計算書)の整備を推進
 - ·資産·債務改革

骨太方針2006 (5年間で行政機関の国家公務員の定員純減 (5.7%) と同程度の定員純減)を踏まえ、 集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、職員数の一層の純減。

市町村合併の推進

44→**26** (**40**. **9**%)

91→41 (54.9%)

平成11年3月31日

3232

2030

(62.8%)

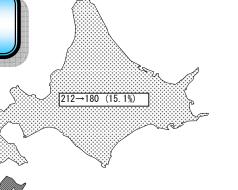
※H11.3.31の3232市町村のうち

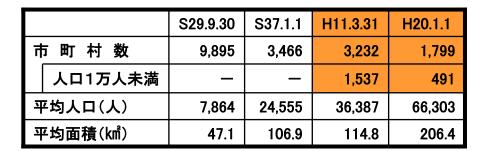


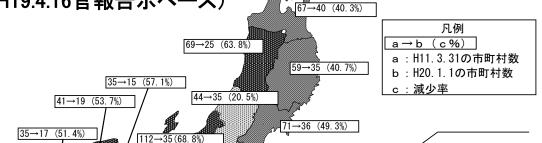
平成20年1月1日

799

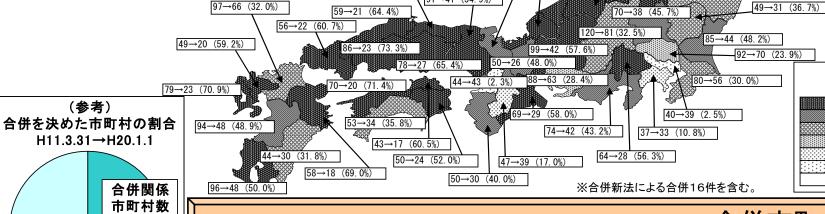
(H19.4.16官報告示ベース)







90→60 (33.3%)



 $(H11, 3, 31 \rightarrow H20, 1, 1)$ 50%以上 21県 40%以上50%未満 10府県 30%以上40%未満 7県 20%以上30%未満 4県 10%以上20%未満 3道県 2都府

市町村数の減少率

53→41 (22.6%)

- 10%未満

○市町村合併は相当程度進展Ⅰ

 $39 \rightarrow 19 (51.3\%)$

- 〇進捗状況は地域ごとに差異
- 〇人口1万人未満の市町村も491存在

合併市町村に対する 着実な支援

合併新法に基づく更なる 市町村合併の推進

都道府県別合併の進捗状況

	H11.3.31	市町	寸数		H20.1.17	減少率			
都道府県名		市	町	村		市	町	村	
1 北海道	212	34	154	24	180	35	130	15	15.1%
2 青森県	67	8	34	25	40	10	22	8	40.3%
3 岩手県	59	13	30	16	35	13	16	6	40.7%
4 宮城県	71	10	59	2	36	13	22	1	49.3%
5 秋田県	69	9	50	10	25	13	9	3	63.8%
6 山形県	44	13	27	4	35	13	19	3	20.5%
7 福島県	90	10	52	28	60	13	32	15	33.3%
8 茨城県	85	20	48	17	44	32	10	2	48.2%
9 栃木県	49	12	35	2	31	14	17	0	36.7%
10 群馬県	70	11	33	26	38	12	16	10	45.7%
11 埼玉県	92	43	38	11	70	40	29	1	23.9%
12 千葉県	80	31	44	5	56	36	17	3	30.0%
13 東京都	40	27	5	8	39	26	5	8	2.5%
14 神奈川県	37	19	17	1	33	19	13	1	10.8%
101制/向宗	112	20	57	35	35	20	9	6	68.8%
16 富山県	35	9	18	8	15	10	4	1	57.1%
17 石川県	41	8	27	6	19	10	9	0	53.7%
18 福井県	35	7	22	6	17	9	8	0	51.4%
19 山梨県	64	7	37	20	28	13	9	6	56.3%
20 長野県 21 岐阜県	120	17 14	36 55	67 30	81 42	19 21	25 19	37	32.5% 57.6%
21 <u>岐阜県</u> 22 静岡県	99 74	21	<u> </u>	<u>30</u>	42 42	23	19	<u>2</u>	43.2%
23 愛知県	88	31	49	10	63	35	26	2	28.4%
24 三重県	69	13	47	9	29	14	15	0	58.0%
25 滋賀県	50	7	42	1	26	13	13	0	48.0%
26 京都府	44	12	31	1	26	15	10	1	40.9%
27 天阪府	44	33	10	1	43	33	9	1	2.3%
28 兵庫県	91	21	70	0	41	29	12	Ö	54.9%
29 奈良県	47	10	20	17	39	12	15	12	17.0%
30 和歌山県	50	7	36	7	30	9	20	1	40.0%
31 鳥取県	39	4	31	4	19	4	14	1	51.3%
32 島根県	59	8	41	10	21	8	12	1	64.4%
33 岡山県	78	10	56	12	27	15	10	2	65.4%
34 広島県	86	13	67	6	23	14	9	0	73.3%
35 山口県	56	14	37	5	22	13	9	0	60.7%
36 徳島県	50	4	38	8	24	8	15	1	52.0%
37 香川県	43	5	38	0	17	8	9	0	60.5%
38 愛媛県	70	12	44	14	20	11	9	0	71.4%
39 高知県	53	9	25	19	34	11	17	6	35.8%
40 福岡県	97	24	65	8	66	28	34	4	32.0%
41 佐賀県	49	7	37	5	20	10	10	0	59.2%
42 長崎県	79	8	70	1	23	13	10	0	70.9%
43 熊本県	94	11	62	21	48	14	26	8	48.9%
44 大分県 45 宮崎県	58	11	36	11	18	14	3	1	69.0%
45 宮崎県 46 鹿児島県	44	14	28	7 9	30	9 17	18	3	31.8%
46 <u>鹿児島県</u> 47 沖縄県	96 53	14 10	73 16	9 27	48 41	11	27 11	4 19	50.0% 22.6%
計	3, 232	670	1,994	568	1, 799	782	822	195	44.3%

	H11.3.31	H20.1.1	減少率
都道府県名	1万人未満	1万人未満	#% J T
	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	
1 北海道	144 (67.9%)	114 (63.3%)	20.8%
2 青森県	36 (53.7%)	12 (30.0%)	66.7%
	24 (40.7%)	10 (28.6%)	58.3%
3 石于県 4 宮城県	27 (38.0%)	4 (11.1%)	85.2%
5 秋田県	41 (59.4%)	8 (32.0%)	80.5%
6 山形県	17 (38.6%)	12 (34.3%)	29.4%
7福島県	51 (56.7%)	29 (48.3%)	43.1%
8 茨城県	15 (17.6%)	1 (2.3%)	93.3%
9 栃木県	7 (14.3%)	1 (3.2%)	85.7%
10 群馬県	24 (34.3%)	10 (26.3%)	58.3%
11 埼玉県	13 (14.1%)	3 (4.3%)	76.9%
12 千葉県	18 (22.5%)	8 (14.3%)	55.6%
13 東京都	11 (27.5%)	11 (28.2%)	0.0%
14 神奈川県	2 (5.4%)	2 (6.1%)	0.0%
15 新潟県	57 (50.9%)	8 (22.9%)	86.0%
16 富山県	11 (31.4%)	1 (6.7%)	90.9%
17 石川県	17 (41.5%)	1 (5.3%)	94.1%
18 福井県	18 (51.4%)	2 (11.8%)	88.9%
19 山梨県	41 (64.1%)	9 (32.1%)	78.0%
20 長野県	77 (64.2%)	43 (53.1%)	44.2%
21 岐阜県	56 (56.6%)	7 (16.7%)	87.5%
22 静岡県	15 (20.3%)	6 (14.3%)	60.0%
23 愛知県	18 (20.5%)	6 (9.5%)	66.7%
24 三重県 25 滋賀県	31 (44.9%) 20 (40.0%)	4 (13.8%) 8 (30.8%)	87.1% 60.0%
26 京都府	20 (40.0%) 21 (47.7%)	5 (19.2%)	76.2%
27 大阪府	2 (4.5%)	2 (4.7%)	0.0%
28 兵庫県	35 (38.5%)	0 (0.0%)	100.0%
29 奈良県	24 (51.1%)	18 (46.2%)	25.0%
30 和歌山県	28 (56.0%)	11 (36.7%)	60.7%
31 鳥取県	30 (76.9%)	7 (36.8%)	76.7%
32 島根県	45 (76.3%)	8 (38.1%)	82.2%
33 岡山県	50 (64.1%)	4 (14.8%)	92.0%
34 広島県	52 (60.5%)	2 (8.7%)	96.2%
35 山口県	33 (58.9%)	6 (27.3%)	81.8%
36 徳島県	32 (64.0%)	6 (25.0%)	81.3%
37 香川県	17 (39.5%)	1 (5.9%)	94.1%
38 愛媛県	42 (60.0%)	2 (10.0%)	95.2%
39 高知県	37 (69.8%)	19 (55.9%)	48.6%
40 福岡県	22 (22.7%)	9 (13.6%)	59.1%
41 佐賀県	25 (51.0%)	4 (20.0%)	84.0%
42 長崎県	55 (69.6%)	4 (17.4%)	92.7%
43 熊本県	58 (61.7%)	16 (33.3%)	72.4%
44 大分県	38 (65.5%)	1 (5.6%)	97.4%
45 宮崎県	19 (43.2%)	10 (33.3%)	47.4%
46 鹿児島県	54 (56.3%)	17 (35.4%)	68.5%
47 沖縄県	27 (50.9%)	19 (46.3%)	29.6%
計	1,537 (47.6%)	491 (27.3%)	68.1%

※H11.3.31の1万人未満の市町村数は、 H7国勢調査人口による。

※H20.1.1の1万人未満の市町村数は、 H17国勢調査人口による。

※合併新法による合併16件を含む。

※岩出市の単独市制施行を含む。

※H19.4.16官報告示分までのものを集計。

合併市町村

自立性の高い、魅力ある「まち」に

市町村合併により強化された行財政基盤

を活用した新しいまちづくり

支援

市町村合併支援プランによる 財政支援措置等

合併サポーター による助言等 取組事例 の情報提供 その他 支援措置

政府(総務省)

支援

権限移譲

人的支援

協力

財政的支援

都道府県

1. 地方分権を支える偏在度の小さい地方税体系の構築

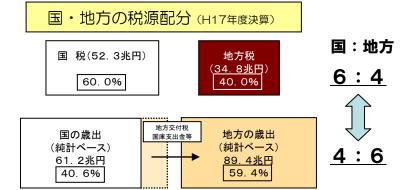
地方税を充実し、偏在度の小さい地方税体系を構築する

本年秋以降の消費税を含む税体系の抜本的改革や地方分権改革を通じ、

- ▶国と地方の歳出比(4:6)を踏まえ、税源移譲を含む税源配分の見直しを行い、当面、国と地方の税収 比1:1を目指して、地方税を充実
- ▶地域間の偏りが最も小さい地方の基幹税である地 方消費税の充実などにより、できる限り偏在度の小 さい地方税体系を構築
- ▶地方消費税の充実とあわせ、法人課税の国・地方の配分のあり方の見直しなどにより、税収の偏在を是正

特に、税収の偏在の是正に早急に取り組む

H19.5.25(金)経済財政諮問会議 菅議員提出資料(抄)



人口1人当たり税収額の偏在度(H17年度決算)

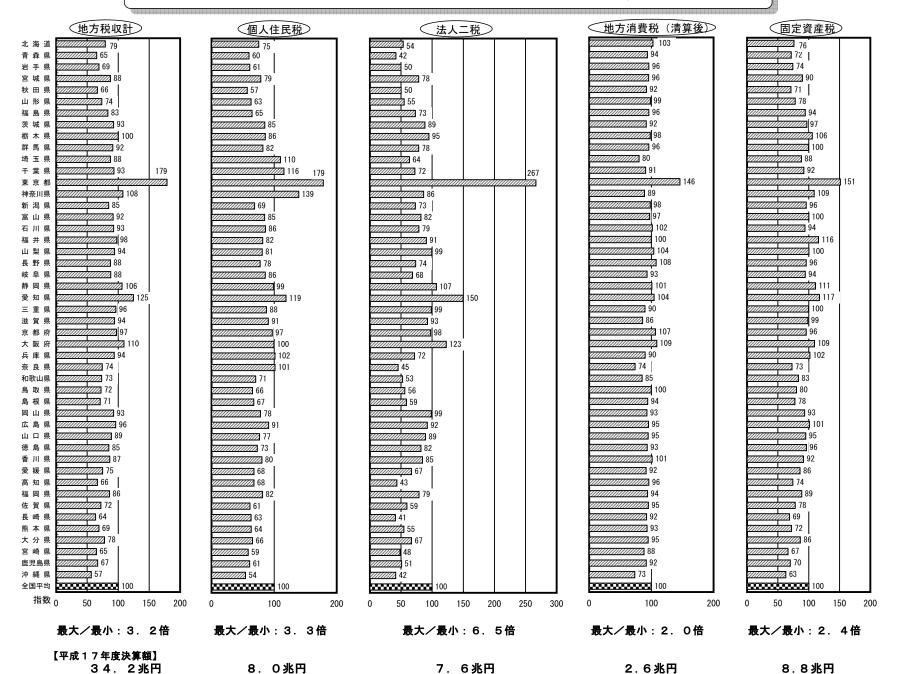


(※)「最大/最小の倍率」とは、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大 値を最小値で割った数値。

東京都の税収シェア (H17年度決算)



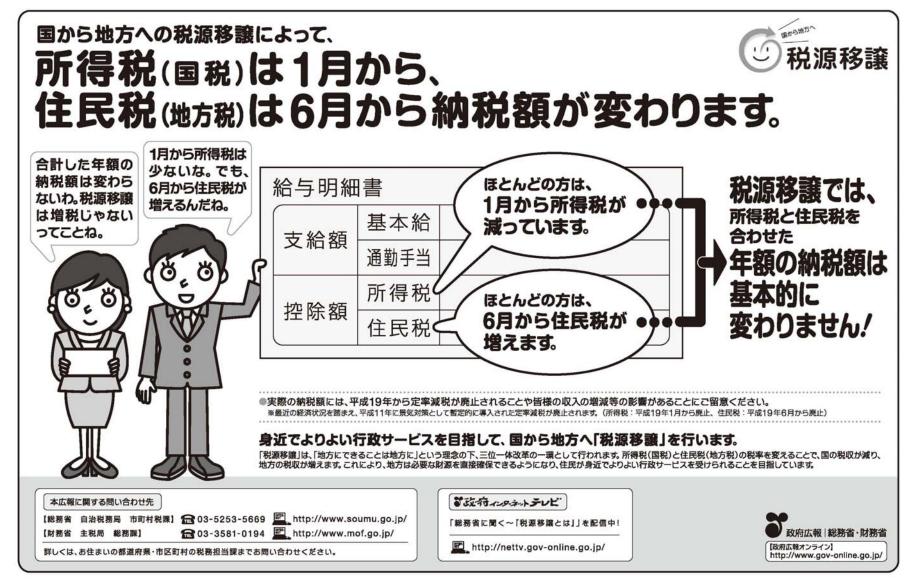
2. 地方税収の偏在状況(平成17年度決算)



^{(※)「}最大/最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

3. 三兆円の税源移譲の円滑な実施

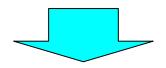
▶ 平成19年3月23日(金)スポーツ紙等5紙に政府広報を掲載。



- ➤ このほか、国・地方公共団体が連携して、それぞれ広報媒体を活用した広報活動を積極的に実施中。
- ➢ 給与支払者など源泉徴収義務者等にも国税庁・税務署から周知を依頼済み。

4. ふるさと納税

- 〇 地方の首長等からは、
 - ・都会に出ていった者が地元で成長する際に負担した教育や福祉のコストに対して、何らかの還元ができるしくみはないか
 - ・生涯を通じた受益と負担のバランスをとるべきではないか との声が高まっている。
- 都会で生活している納税者からも、
 - ・自分が生まれ育ったふるさとに貢献したい
 - ・自分と関わりの深い地域を応援したい との意見が多く寄せられている。



- ◎「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、早急に研究会を立ち上げ
- ◎ 税制改正に間に合うよう、基本的な考え方をとりまとめ

平成19年度地方財政計画のポイント

基本方針2006に沿って歳出を抑制(一般歳出 △1.1%)

- 地方財政計画の規模 83.1兆円 (前年度比 △0.0%、6年連続で減)
- 地方一般歳出 65.7兆円 (" △1.1%、8年連続で減)
- 地方財源不足を半減 <188.7兆円→194.4兆円> ※折半対象財源不足を解消(181.4兆円)

交付税の法定率分を堅持し、一般財源の総額を確保

- 地方一般財源 59.2兆円 (前年度比 +0.5兆円)
 - · 地方税 40.4兆円 (// 実質+2.5兆円)

 - 特例地方債その他2.6兆円 (" △0.7兆円)その他1.0兆円 (" △0.5兆円)

交付税特別会計借入金の計画的償還を開始

- 〇 新規借入を廃止
- 〇 国負担分残高(約19兆円)を国・地方の負担関係の明確化の観点から全額一般会計借入金に 振替整理
- 〇 地方負担分残高(約34兆円)は18年度補正から計画的に償還

18補正償還額

5.336億円

19当初償還額

5.869億円

公債費負担の軽減

○ 平成19年度から3年間で、一定の条件を満たす地方団体を対象に、5兆円規模の公的資金 (財政融資資金、簡保資金、公庫資金)の繰上償還等を実施

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案について

新しい法制案

(健全財政)

健全段階

- ○指標の整備と情報開示の 徹底
- フロー指標:実質赤字比率、連結実質 赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標:将来負担比率=公社・ 三セク等を含めた実質的負債による 指標
- →監査委員の審査に付した上で公表

財政の早期健全化

- ○自主的な改善努力による財 政健全化
- 財政健全化計画の策定(議会の議決)、 外部監査の要求の義務付け
- •実施状況を毎年度公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められる ときは、総務大臣又は知事が必要な 勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- 財政再生計画の策定(議会の議決)、外部 監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意 を求めることができる

【同意無】

・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限

【同意有】

- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期 間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる 、場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

<現行制度の課題>

- ・早期是正・再生という観点からの分かりやすい財政情報の 開示や正確性を担保する手段が不十分
- ・再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心にした収支(フロー指標)の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

地方財政再建促進特別措置法

- 〇赤字団体が申出により、財政 再建計画を策定(総務大臣の 同意が必要)
 - ※赤字比率が5%以上の都道府県、 20%以上の市町村は、法に基 づく財政再建を行わなければ建 設地方債を発行できない
- 〇公営企業もこれに準じた再建制度 (地方公営企業法)

財政悪化)

地方公営企業等金融機構について

趣旨

○ 公営企業金融公庫は平成20年度に廃止し、地方公共団体が共同して新組織を自ら設立する。

業務

○ 新組織の業務の範囲については、現行の公営企業金融公庫の業務の範囲内で重点化を行い、事業規模については、 財政融資資金と並行して段階的に一定の縮減を図る。

組織・体制

○ 意思決定機関に知事、市長、町村長の代表のほか、学識経験者を加えるとともに、外部有識者によるチェック機関 の設置、監査法人等による外部監査の導入などにより、外部からのチェックが働く仕組みとする。

勘定区分

○ 新たな業務にかかる新勘定と、既往の資産・負債の管理を行う旧勘定を分離し、それぞれの損益を明確に区分する。

財務基盤

〇 平成20年10月の新組織移行時に見込まれる債券借換損失引当金(以下「引当金」という)総額概ね3.4兆円 程度の全額を新組織に承継する。

そのうち概ね2.2兆円程度は、新勘定の新たな業務に関し、金利変動リスクに対応するために必要な引当金(金利変動準備金)として、新勘定に帰属する。残余は旧勘定に帰属する。

公営企業健全化基金については新勘定に帰属するものとして新組織に全額承継する。利差補てん引当金については 旧勘定に帰属するものとして新組織に全額承継する。

○ 発行済みの政府保証債の借換債に限り、適切な条件の下に引き続き政府保証を付すこととする。